

諮問日：令和3年10月29日（令和3年度（最情）諮問第43号）

答申日：令和4年3月23日（令和3年度（最情）答申第59号）

件名：各高等裁判所の配置定員設定関係資料の作成方法が書いてある文書の一部
不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「高等裁判所単位の配置定員設定関係資料の作成方法が書いてある文書（最新版）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「令和3年6月18日付け最高裁判所事務総局総務局第二課長事務連絡「令和4年度の裁判官の配置に関する資料の提出について」」及び「令和3年3月19日付け最高裁判所事務総局総務局第二課長事務連絡「令和4年度の一般職の配置に関する資料の提出について」」（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年9月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条5号及び6号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件不開示部分は、裁判所内部における検討に関する情報である高等裁判所

事務局長に対する聴取事項等であり、定員設定において考慮している項目や観点が含まれていることから、その性質上秘密性が高く、これらが公になることにより、職員との信頼関係を損ねたり、また、外部からの圧力を受けたりするなど、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、本件不開示部分に記載された情報は、法5条5号に規定する不開示情報に相当する。

- 2 また、本件不開示部分が公になれば、職員との信頼関係を損ねたり、外部からの圧力を受けたりするなど、定員設定に関する正確な実情把握が困難となるなど、定員事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分に記載された情報は、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年10月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年2月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年3月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、配置定員に関する裁判所内部における検討に際して最高裁判所事務総局総務局第二課長が発出した高等裁判所事務局長に対する聴取事項等が記載されており、これらの記載は、定員設定において考慮している項目や観点に関するものと認められる。定員設定に関する事務が人事事務とも密接に関連する機密性が要求されるものであることに照らすと、本件不開示部分に記載された情報は、その性質上秘密性が高く、これらの情報が公になることにより、職員との信頼関係を損ね、ま

た、外部からの不当な干渉を生むなど、率直な意見の交換又は意思決定の中立性の確保が困難になるおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分に記載された情報は、法5条5号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 また、本件不開示部分に記載された情報が公になれば、定員設定に関する事務に対する無用な憶測や疑念を生じさせ、外部からの不当な干渉を生むおそれがあるほか、定員設定に関する正確な実情の把握が困難となるなど、定員設定に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分に記載された情報は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条5号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子